３　経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行う。（附則第三条～第七十七条関係）

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第二百十二号）（国土交通省）

１　大臣官房に置かれる審議官の定数を改める。（本則関係）

２　この政令は、令和八年七月一日から施行する。（附則関係）

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第二百十三号）（総務省）

１　事業所税の課税団体としての秋田市及び久留米市の指定を取り消す。（第五十六条の十五関係）

２　この政令は、公布の日から施行する。（改正令附則第一項関係）

◇日本中央競馬会法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二百十四号）（農林水産省）

日本中央競馬会法の一部を改正する法律（令和八年法律第十一号）の施行期日は、令和八年九月十日とする。

◇関税法施行令の一部を改正する政令（政令第二百十五号）（財務省）

１　下地島空港を税関空港に指定する。（別表第二関係）

２　この政令は、令和八年七月一日から施行する。（附則関係）

◇家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二百十六号）（農林水産省）

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十号）の施行期日は令和八年七月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和九年五月一日とする。

◇家畜伝染病予防法施行令及び関税法施行令の一部を改正する等の政令（政令第二百十七号）（農林水産省）

第１　家畜伝染病予防法施行令の一部改正

１　ランピースキン病の対象家畜に水牛を加える。（第一条関係）

２　ランピースキン病の患畜又は疑似患畜の死体について、家畜防疫員の指示に従い化製処理する場合に焼却等の義務が除外される場合を定める。（第六条第二号関係）

３　登録飼養衛生管理者が使用できる動物用生物学的製剤として、豚熱予防液を定める。（原始附則第二項関係）

第２　関税法施行令の一部改正

保税地域以外の場所に置くことができる外国貨物として、家畜伝染病予防法第四十条第一項に規定する指定禁止物等を規定する。（第二十五条第六号関係）

第３　ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令の廃止

ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令を廃止する。

第４　施行期日等

１　この政令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和八年七月一日）から施行する。ただし、第１の３に係る規定については、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和九年五月一日）から施行する。（附則第一条関係）

２　この政令の経過措置について定める。（附則第二条～第四条関係）

◇栄養士法施行令等の一部を改正する政令（政令第二百十八号）（厚生労働省）

第１　栄養士法施行令の一部改正

１　栄養士名簿の登録事項について、日本の国籍を有しない者にあっては、その国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロに規定する地域とする。（第二条第一項第二号関係）

２　管理栄養士名簿の登録事項について、１に準じた改正を行う。（第二条第二項第二号関係）

第２　医師法施行令の一部改正

医籍の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第四条第二号関係）

第３　歯科医師法施行令の一部改正

歯科医籍の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第四条第二号関係）

第４　診療放射線技師法施行令の一部改正

診療放射線技師籍の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第一条の三第二号関係）

第５　歯科技工士法施行令の一部改正

歯科技工士名簿の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第二条第二号関係）

第６　臨床検査技師等に関する法律施行令の一部改正

臨床検査技師名簿の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第二条第二号関係）

第７　調理師法施行令の一部改正

調理師名簿の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第十条第二号関係）

第８　薬剤師法施行令の一部改正

薬剤師名簿の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第四条第二号関係）

第９　理学療法士及び作業療法士法施行令の一部改正

理学療法士名簿及び作業療法士名簿の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第二条第二号関係）

第10　製菓衛生師法施行令の一部改正

製菓衛生師名簿の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第二条第二号関係）

第11　視能訓練士法施行令の一部改正

視能訓練士名簿の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第二条第二号関係）

第12　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部改正

衛生検査技師名簿の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第四条第二号関係）

第13　保健師助産師看護師法施行令の一部改正

１　保健師籍、助産師籍及び看護師籍の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第二条第一項第二号関係）

２　准看護師名簿の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第二条第二項第二号関係）

第14　施行期日等

１　この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則第一条関係）

２　所要の経過措置を定める。

◇健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第二百十九号）（厚生労働省）

第１　健康保険法施行令の一部改正

高額療養費算定基準額が一万五千円となる者に係る総所得金額の算定における公的年金等控除額を八十二万六千五百円とする。（第四十二条第三項第六号関係）

第２　船員保険法施行令の一部改正

高額療養費算定基準額について、第１に準じた改正を行う。（第九条第三項第六号関係）

第３　国民健康保険法施行令の一部改正

高額療養費算定基準額について、第１に準じた改正を行う。（第二十九条の三第四項第六号関係）

第４　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正

高額療養費算定基準額について、第１に準じた改正を行う。（第十五条第一項第六号関係）

第５　介護保険法施行令の一部改正

高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費について、支給段階の判定基準の一部を八十二万六千五百円とする。（第二十二条の二の二第九項、第二十九条の二の二第九項関係）

第６　施行期日等

１　この政令は、一部の規定を除き、令和八年八月一日から施行する。（附則第一条関係）

２　所要の経過措置等を定める。